

長建協発第538号
平成22年3月31日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

労働時間等設定改善指針の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第4条第1項に基づく労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号。以下「指針」という。）につきましては、労働時間等設定改善指針の一部を改正する告示（平成22年厚生労働省告示89号。別紙1参照）が公示され、一部を除き、平成22年4月1日から適用することとされたところであります（改正後の指針の全文については別紙2参照）。

つきましては、同改正について、全建を通じ厚生労働省労働基準局長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。